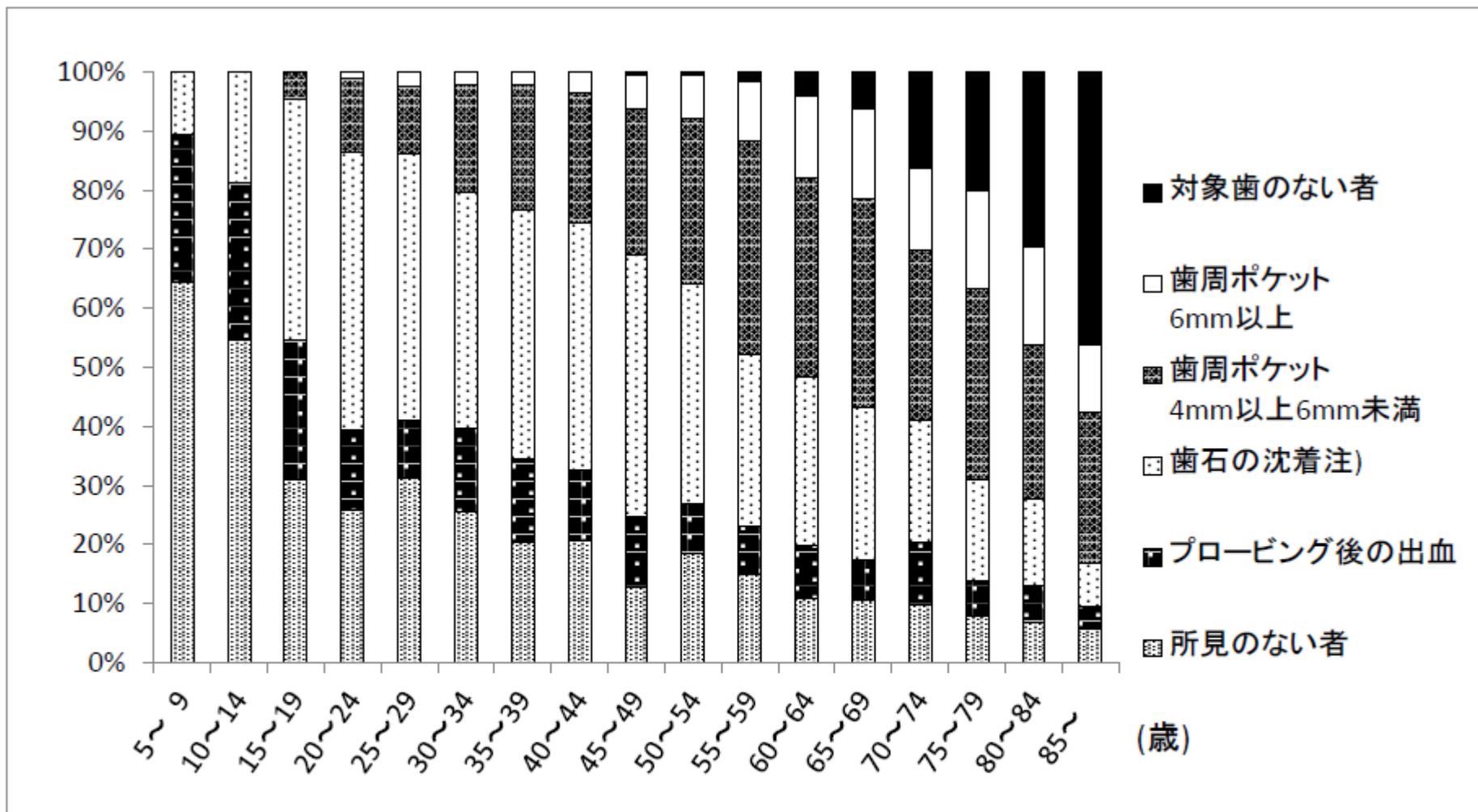


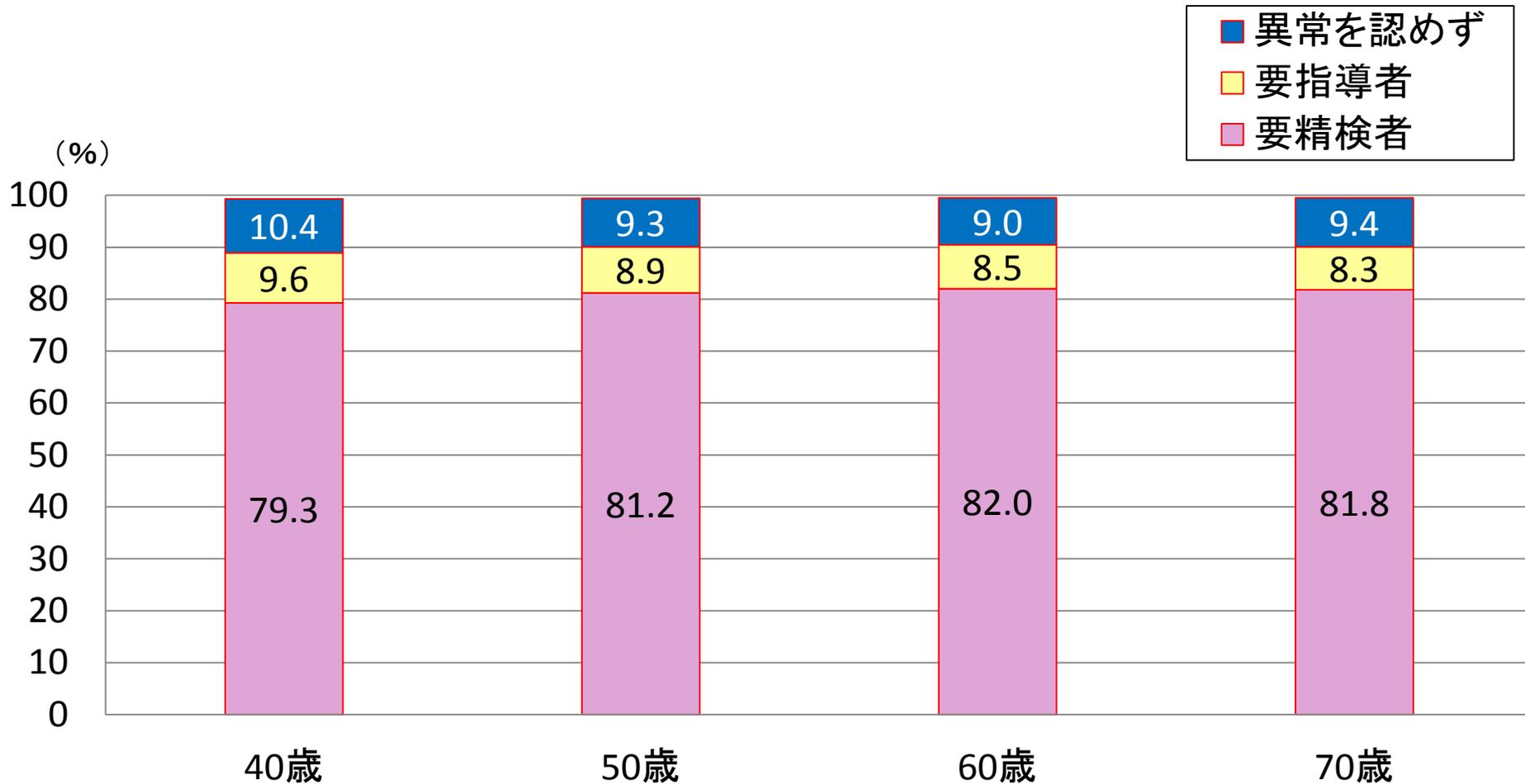
歯周疾患検診に関する 施策的背景

我が国における歯肉の有所見状況



注) 歯石の沈着の項には、歯周ポケットが4mm以上の者は含まない。

健康増進事業における歯周疾患検診受診者に占める 各指導区分者の割合



(厚生労働省:平成24年度地域保健・健康増進事業報告)

【国民健康づくり運動の主な流れ】

1978(S53)～ 第1次国民健康づくり運動

1980

1988(S63)～ アクティブ80ヘルスプラン
〈第2次国民健康づくり運動〉

1990

2000(H12)～ 健康日本21
〈第3次国民健康づくり運動〉

2003(H15) 健康増進法

2000

2013(H25)～ 健康日本21(第二次)
〈第4次国民健康づくり運動〉

2010

【歯周疾患検診の主な流れ】

1982(S57) 老人保健法

1987(S62) 老人保健事業
重点健康教育として「歯の健康教育」、
重点健康相談として「歯の健康相談」を
追加

1995(H7) 老人保健事業
総合健康診査として「歯周疾患検診」を追加

1995(H7) 歯周疾患検診マニュアル

2000(H12) 節目検診(40歳、50歳)を対象とする「歯周
疾患検診」として独立

2000(H12) 歯周疾患検診マニュアル改定

2005(H17) 歯周疾患検診の対象年齢の拡大
(40, 50, 60及び70歳に拡大)

2008(H20) 健康増進事業

2015(H27) 歯周疾患検診マニュアルの改定
に関する検討会

健康増進事業

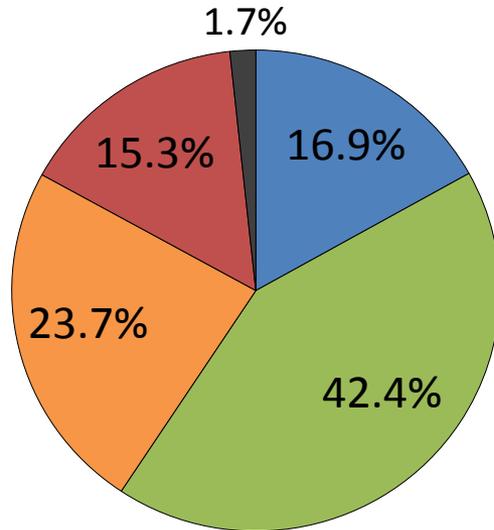
1. 要旨:平成20年度からの医療制度改革において、「老人保健法」の改正により、これまで市町村(特別区を含む。以下同じ)が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者等に義務づけられない事業については、市町村が健康増進法に基づき実施することとされたところである。壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、住民の健康増進に資することを目的とする。
2. 事業内容:市町村が行う、①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④健康診査⑤機能訓練⑥訪問指導の事業に対して、都道府県が補助する事業及び指定都市が行う上記事業の国庫補助を行う。
3. 経費の性質:補助金 負担割合【国1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3】【国1/3、政令指定都市 2/3】

種 類 等		対 象 者	内 容	実 施 場 所	
健康手帳の交付		・40歳以上の者	○特定健診・保健指導の記録 ○健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等の記録 ○医療に関する記録等必要と認められる事項 ○生活習慣病の予防及び健康の保持のための知識		
健康 教育	・個別健康教育	・40歳から64歳までの者で特定健康診査及び健康診査等の結果、生活習慣病の改善を促す必要があると判断される者(特定保健指導又は保健指導対象者は除く)	○疾病の特性や個人の生活習慣を具体的に把握しながら、継続的に個別に健康教育を行う ・高血圧個別健康教育 ・糖尿病個別健康教育 ○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う ・一般健康教育 ・薬健康教育 ・病態別健康教育	市町村保健センター 医療機関等	
	・集団健康教育	・40歳から64歳までの者 ・必要に応じ、その家族等	・脂質異常症個別健康教育 ・喫煙者個別健康教育 ・歯周疾患健康教育 ・慢性閉塞性肺疾患(COPD)健康教育 ・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育		
健康 相談		・重点健康相談 ・総合健康相談	・40歳から64歳までの者 ・必要に応じその家族等	○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う ・高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗鬆症 ・女性の健康・病態別(肥満、心臓病等) ○対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言	市町村保健センター等
健康 診 査 等	健康 診 査	・健康診査	・40歳以上の者で特定健康診査及び後期高齢者医療広域連合が保健事業として行う健康診査の対象とならない者	市町村保健センター 保健所、医療機関等	
	・訪問健康診査 ・介護家族訪問健康診査	・健康診査の対象者であって寝たきり者等 ・健康診査の対象者であって家族等の介護を担う者	○必須項目 ・身長、体重及び腹囲の検査等 ・血糖検査 ・血圧測定 ・理学的検査(視診、打聴診、腹部触診等) ○選択項目[医師の判断に基づき実施] ・貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数) ○健康診査の検査項目に準ずる ○健康診査の検査項目に準ずる		・既往歴の調査等(服薬歴・喫煙習慣の状況に係る調査含む) ・尿検査(糖、蛋白)・肝機能検査(血清GOT、GPT、γ-GTP) ・血中脂質検査(中性脂肪、HDL-C、LDL-C) ・心電図検査・眼底検査
保健指導		・健康診査の結果から保健指導の対象とされた者(40歳から74歳までの者)	○動機付け支援 ○積極的支援	市町村保健センター、保健所、医療機関等	
歯周疾患検診		・40、50、60、70歳の者	○検診項目 ・問診 ・歯周組織検査		
骨粗鬆症検診		・40、45、50、55、60、65、70歳の女性	○検診項目 ・問診 ・骨量測定		
肝炎ウイルス検診		・当該年度において満40歳となる者 ・当該年度において満41歳以上となる者で過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない者	○問診 ○C型肝炎ウイルス検査 ・HCV抗体検査 ○HBs抗原検査(必要な者のみ)	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等	
機能訓練		・40歳から64歳までの者で疾病、外傷その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行う必要がある者	○市町村保健センター等適当と認められる施設で実施 ・転倒予防、失禁予防、体力増進等を目的とした体操 ・軽度のスポーツやレクリエーション	市町村保健センター 老人福祉センター 介護老人保健施設等	
訪問指導		・40歳から64歳までの者であって、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上保健指導が必要であると認められる者	○生活習慣病の予防に関する指導 ○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家庭における療養方法等に関する指導 ○介護を要する状態になることの予防に関する指導 ○関係諸制度の活用方法等に関する指導 ○認知症に対する正しい知識等に関する指導 ○家族介護を担う者の健康管理に関する指導		
総合的な保健推進事業		・他の健康増進事業の対象者と同様	○健康増進法第19条の2に基づき市町村が実施する各検診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討		

注 65歳以上の者については、介護予防の観点から別事業を実施している。
平成10年度より一般財源化されているがん検診についても、健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられている。

健康日本21(平成12~24年度)の最終評価(平成23年10月)

「目標値に達した」と「目標値に達していないが改善傾向にある」を合わせ、全体の約6割で一定の改善がみられた。



- A 目標値に達した
- B 目標値に達していないが改善傾向
- C 変わらない
- D 悪化している
- E 評価困難

【主な項目】

A(目標値に達した)

- ・メタボリックシンドロームを認知している国民の割合の増加
- ・高齢者で外出について積極的態度をもつ人の増加
- ・進行した歯周炎の減少

B(目標値に達していないが改善傾向)

- ・食塩摂取量の減少
- ・意識的に運動を心がけている人の増加
- ・喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及

C(変わらない)

- ・自殺者の減少
- ・多量飲酒者の減少
- ・高脂血症の減少

D(悪化している)

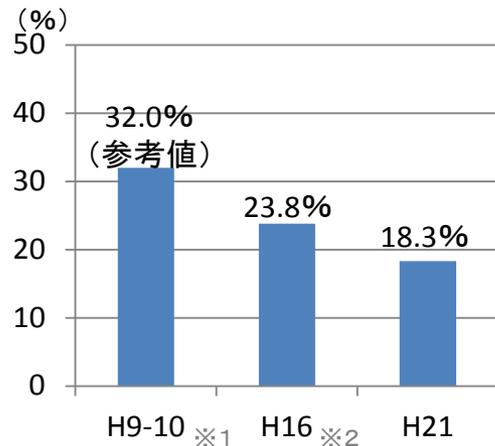
- ・日常生活における歩数の増加
- ・糖尿病合併症の減少

E(評価困難)

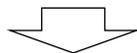
- ・特定健康診査・特定保健指導の受診者数の向上

健康日本21(平成12~24年度)の最終評価(平成23年10月)

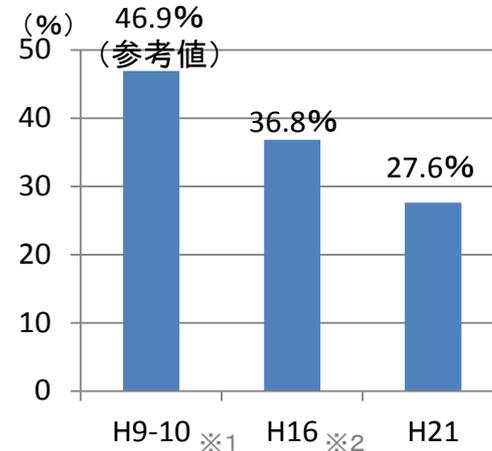
40歳における進行した歯周炎に罹患している者
(4mm以上の歯周ポケットを有する者)の割合



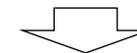
有意に減少
(片側P値=0.001)



50歳における進行した歯周炎に罹患している者
(4mm以上の歯周ポケットを有する者)の割合



有意に減少
(片側P値<0.001)



【評価等(抜粋)】

○40歳、50歳ともに目標値に達した。

○近年、歯の保有状況が高まってきていることを踏まえ、60歳、70歳といった高い年齢も評価年齢に加えるのが現実的である。

○若年者から壮年者における歯肉炎等軽度の歯周疾患の症状がある者の割合は大きく変化していないことから、若年者への新たな対応と壮年者への対応の充実が必要である。

※1 H9-10(策定時のベースライン値(富士宮市モデル事業報告))における「進行した歯周炎に罹患している者」:CPIコード3以上の者

※2 H16、21(中間評価及び直近実績値(国民健康・栄養調査))における「進行した歯周炎に罹患している者」:「歯ぐきが下がって歯の根が出ている」「歯ぐきを押しと膿が出る」「歯がぐらぐらする」「過去に歯科医師に歯周病(歯槽膿漏)と言われ治療している」のいずれか1つ以上に該当する者

健康日本21(第2次)の概要

- 平成25年度から平成34年度までの国民健康づくり運動を推進するため、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成15年厚生労働大臣告示)を改正するもの。
- 第1次健康日本21(平成12年度～平成24年度)では、具体的な目標を健康局長通知で示していたが、目標の実効性を高めるため、大臣告示に具体的な目標を明記。

健康の増進に関する基本的な方向

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

- ・生活習慣の改善や社会環境の整備によって達成すべき最終的な目標。
- ・国は、生活習慣病の総合的な推進を図り、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)

- ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPDに対処するため、一次予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進。
- ・国は、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- ・自立した日常生活を営むことを目指し、ライフステージに応じ、「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」を推進。
- ・国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援等を推進。

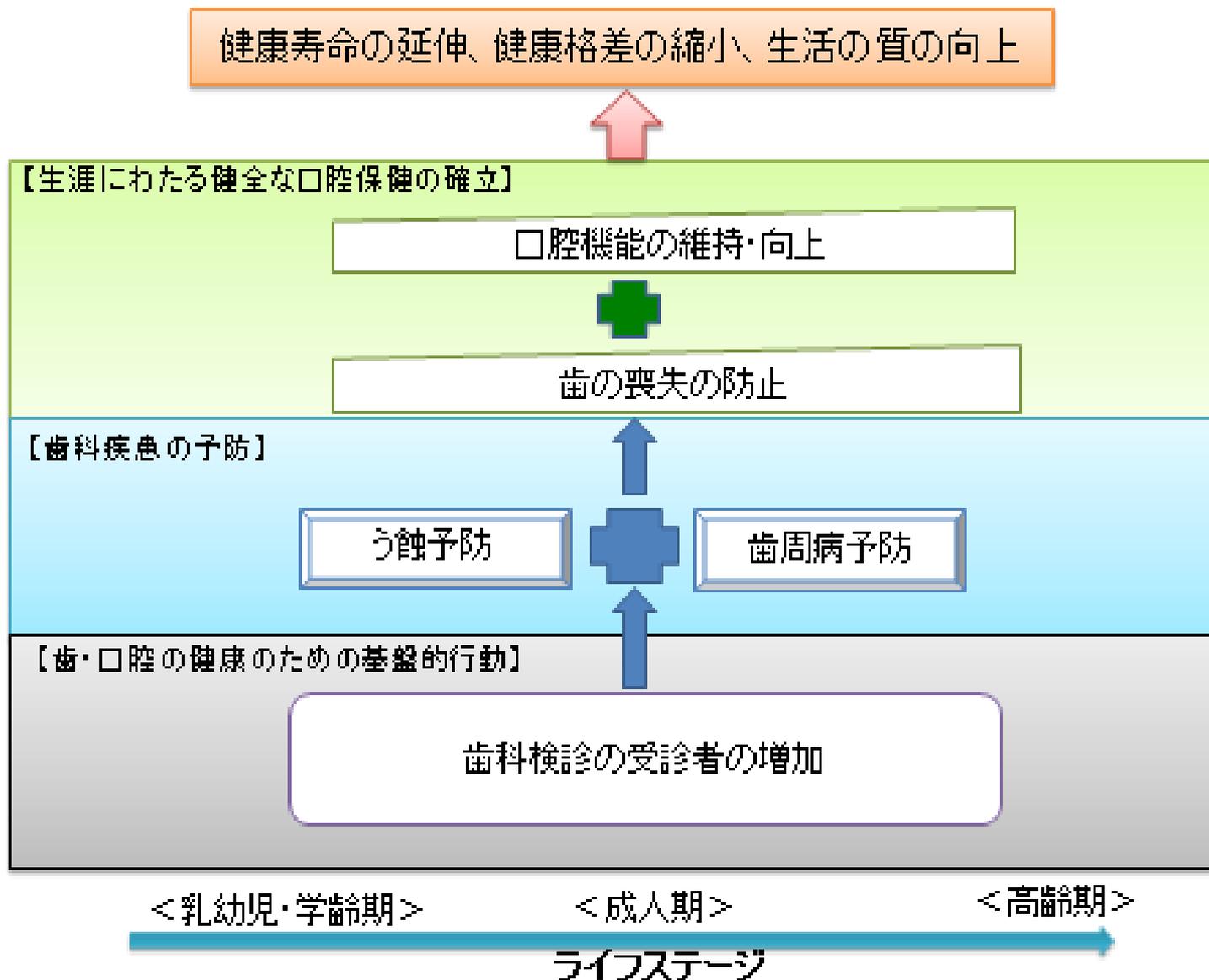
④ 健康を支え、守るための社会環境の整備

- ・時間的・精神的にゆとりある生活の確保が困難な者も含め、社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境を整備。
- ・国は、健康づくりに自発的に取り組む企業等の活動に対する情報提供や、当該取組の評価等を推進。

⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

- ・上記を実現するため、各生活習慣を改善するとともに、国は、対象者ごとの特性、健康課題等を十分に把握。

健康日本21（第二次） 「歯・口腔の健康」の目標設定の考え方



健康日本21(第二次)(平成25~34年度) 「歯・口腔の健康」に関する目標項目(抜粋)

項目	第二次目標設定時点	目標(平成34年)
歯周病を有する者の割合の減少		
ア 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7% (平成21年国民健康・栄養調査)	25%
イ 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3% (平成17年歯科疾患実態調査)	25%
ウ 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7% (平成17年歯科疾患実態調査)	45%

歯周病については、成人期において未だに有病者率等が高率であることと、高齢期においても自分の歯を有する者の増加に伴い、その対策は高齢期での大きな健康課題の一つであること、また全身疾患との関係が注目されていることから、より一層の歯周病予防対策の推進が求められている。

ア 「歯肉に炎症所見を有する者」：「歯ぐきの状態」において、「歯ぐきが腫れている」、「歯を磨いた時に血が出る」のいずれかに該当する者
イ、ウ 「進行した歯周炎を有する者の割合」：4mm以上の歯周ポケットを有する者

歯科口腔保健の推進に関する法律の概要

- 口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- 国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効

国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」)の推進に関する施策を総合的に推進

基本理念

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

責務

- ①国及び地方公共団体、②歯科医師、歯科衛生士等、③国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④国民について、責務を規定

歯科口腔保健の推進に関する施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等



実施体制

基本的事項の策定等

国：施策の総合的な実施のための方針、目標、計画
その他の基本的事項を策定・公表
都道府県：基本的事項の策定の努力義務

口腔保健支援センター

都道府県、保健所設置市及び特別区が設置〔任意設置〕
※センターは、歯科医療等業務に従事する者等に対する
情報の提供、研修の実施等の支援を実施

※国及び地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。